

令和 5 年度芽室高校との意見交換会実施要領

1 趣 旨

令和 5 年度議会活性化計画主要事業の 1 つに「多様な議員のなり手実現に向けての環境創出」を掲げ、活性化施策「多様な議員のなり手実現に向けての検証」において、「高校生との連携事業等についての目的の明確化と事業内容の協議、検討」を取組み内容として定めていることに基づき、今年度の事業を実施する。

2 目 的

生徒との意見交換を通じて「地方自治の担い手意識の醸成」、「議会活動の認知度向上」、「まちづくりに関心を持ち参加する機会」とする。

3 事業の根拠

- (1) 芽室町自治基本条例第 3 条第 6 号（議会と議員活動の原則）
- (2) 芽室町議会基本条例第 2 条第 4 項（基本理念）
- (3) 芽室町議会基本条例第 8 条第 1 項（町民参加及び町民との連携）

4 日 程 令和 5 年 1 2 月 1 9 日（火） 1 5 : 4 5 ~ 1 6 : 4 5

5 場 所 芽室高校（会議室）

6 テーマ 「議会だより・SNS 等、魅力ある議会広報について」

7 参加者

- (1) 高 校 調整中（例年：新聞局員、生徒会）
- (2) 議 会 8 名
（総務経済常任委員会 3 名／厚生文教常任委員会 3 名／議会運営委員会 2 名）

8. 事業の留意事項

- ・参加議員は会議録をまとめる。議員全員で会議録を共有する。
- ・事業の目的達成のために、いただいた意見の取り扱いについて議員間討議を実施し、今後の議会広報の取組みに可能な限り反映させる。

議 会 第 4 1 号
令和5年11月29日

北海道芽室高等学校長 俵 英 生 様

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治

芽室高校生徒との意見交換会について（依頼）
日頃から当町議会に対しまして、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、例年開催している貴校生徒との意見交換会を下記のように今年度も開催したく特段の御高配をお願い致します。

記

- 1 開催日程
（1）日 程 12月19日（火曜）15時45分～16時45分
（2）場 所 芽室高校会議室
- 2 実施要領 別 紙
- 3 担 当 芽室町議会事務局／安田・竹川・上田
(TEL 62-9731／FAX62-9813／e-mail g-shomu@memuro.net)